

## 大阪府献血推進審議会適正使用対策部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府における献血の推進と血液の使用適正化の方策等について幅広く意見を得るため、大阪府献血推進審議会規則（大阪府規則第209号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定により、大阪府献血推進審議会に設置する適正使用対策部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

(組織)

第2条 部会は、規則第7条第2項の規定により次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員、10名以下で組織する。

(1) 規則第3条第2項に規定する委員

(2) 規則第4条第2項に規定する専門委員

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第3条 部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、これに属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要に応じて委員以外の関係者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この要領は、平成24年11月7日から施行する。